



保育所入所の申請に係る注意事項について

保育所（園）の入所申請をするにあっては、次の点にご注意ください。

1 申請の受付は、役場の子育て健康課窓口のみとなります。

申請の際に申請者の確認をしなければならないため、申請は役場2階の子育て健康課のみの受付となります。松田さくら保育園での受付はできませんので、ご注意ください。

2 申請時には、本人確認ができるものをお持ちください。

窓口で申請される方は、父母のほか同居の保護者でも申請できますが、申請される方の本人確認ができるものを必ずお持ちください。（お持ちにならないと、申請を受け付けることができません。）

※窓口に来る人の身分を確認できるもの

（お持ちになるものにより、①②のいずれかになります）

①公的証明書（顔写真付）の場合（次のうち1つご持参ください）

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等、住民基本台帳カード（写真付）等

②公的証明書（顔写真なし）の場合（次のうち2つご持参ください）

健康保険証、年金手帳、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）等

3 個人番号(マイナンバー)の提供をお願いします。(新規申請の方のみ)

継続利用の方は、個人番号の提供の必要がないため、様式に当該欄がありません。ただし、下のお子さまについて新規申請をする場合には、必要な手続きですのでご注意ください。

マイナンバー制度により、保育所等利用申し込みの手続きの際、マイナンバーが必要（申込児童と同居している方全員）になります。

「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書」の記載欄（表面下段にあります）にてご同意いただける場合は、子育て健康課がシステムでマイナンバーの確認をさせていただきますので、署名の上、ご提出ください。

なお、ご同意いただけない場合は、別紙の「個人番号記入用紙」に記入いただき、記載されている全員のマイナンバーが確認できるものをお持ちの上、ご提出ください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書

①世帯の状況									
⋮									
子ども・子育て支援法施行規則に基づく認定申請に係る記載事項の個人番号について職権で閲覧することに同意します。									
氏 名(自署) 松田 太郎									

ご不明な点がございましたら、松田町子育て健康課（電話84-5544）までお問い合わせください。